

森 第 1418 号 平成30年7月30日

大阪府森林審議会 会長 増田 昇様



林地開発許可について(諮問)

標記について、下記の者から申請がありましたので、森林法第 10 条の2第6項の規定により諮問します。

記

- 1 名称 西日本高速道路株式会社
 - 住 所 大阪市北区堂島一丁目6番20号
- 2 名称 株式会社大阪砕石工業所
 - 住所 大阪市北区堂島一丁目5番17号

議案第 1 号

				新規	変更		
申請者	住所	大阪市北区堂島1丁目6番20号					
	氏名	西日本高速道路株式会社					
行 為	地	(しようとする森林)					
所 在 場	所	大阪府高槻市成合 133 番 1 他 144 筆	E				
		(係る森林)					
		大阪府高槻市成合 133 番 1 他 91 筆					
開発の目	目的	高速道路の新築					
面積		開発行為にかかる森林面積		16.5	266 h a		
		開発行為をしようとする森林面積	19.2333 h a				
		開発行為の事業区域面積		23.2	997 h a		
		開発後の用途	面	積	百分率		
		残置森林	2.7067	h a	14.07 %		
森林面积	責の	造成森林	9.5169	h a	49.48 %		
用途別内訳		高速道路	4.8322	h a	25.12 %		
		その他関連施設等	2.1775	h a	11.33 %		
(1)災害防止				_			
(2)水害防止							
(3)水の確保		林地開発基準を満たす防災措置(調整池、法面保護、排水施設等)、法					
(4)環境保全の		面緑化等が講じられる計画であり、許可に際して特に支障は認められない。					
機能確保に							
ついて							
市町村の)意 見	別紙のとおり(裏面)					
関係	法	都市計画法、大阪府砂防指定地管理条例					
備	考						

※添付図面

位置図、

区域図(事業区域、しようとする森林面積、係る森林面積を把握できる図面) 土地利用計画図、防災計画図

高槻市長 濱田 剛曳



林地開発許可申請にかかる意見について(回答)

平成30年6月22日付け北農緑第1527号で照会のありましたみだしのことについて、 下記のとおり回答いたします。

記

- 1 土砂の流出又は崩壊その他の災害防止機能について (回答) 森林法等関係諸法令を遵守し、万全を期すよう指導されたい。
- 2 水害防止機能について
- (回答)森林法等関係諸法令を遵守し、万全を期すよう指導されたい。 3 水資源の涵養について
- (回答) 森林法等関係諸法令を遵守し、万全を期すよう指導されたい。
- 4 環境の保全について
 - (回答) 森林法等関係諸法令を遵守し、万全を期すよう指導されたい。
- 5 その他

(回答) 特記事項なし。

担 当:高槻市 産業環境部 農林課 北川

TEL: 072-674-7402 FAX: 072-675-3133

議案第 2 号

				新規	変更			
申請者	住所	大阪市北区堂島一丁目 5 番 17 号						
	氏名	株式会社 大阪砕石工業所						
行 為	地	(しようとする森林)						
所 在 場	所	茨木市大字清阪 7 番 他 53 筆						
		(係る森林)						
		茨木市大字清阪 9 番 他 21 筆						
開発の目的		土石の採取						
面積		開発行為にかかる森林面積		21.92	203 ha			
		開発行為をしようとする森林面積 28.4392 h a						
		開発行為の事業区域面積		38.72	286 h a			
		開 発 後 の 用 途	面	積	百分率			
森林面积	責の	残置森林	6.5189	h a	22.93 %			
用途別内訳		造成森林	9.2156	h a	32.40 %			
		採取事業地等	12.7047	h a	44.67 %			
(1)災害防止(2)水害防止(3)水の確保(4)環境保全の機能確保について		林地開発基準を満たす防災措置(調整池、法面保護、排水施設等)、法面線化等が講じられ、行為地の周囲に概ね30m幅の残置森林等が確保される計画であり、許可に際して特に支障は認められない。						
市町村の	町村の意見 別紙のとおり (裏面)							
関係	法 令	採石法、大阪府砂防指定地管理条例、 近畿圏の保全区域の整備に関する法律、大阪府自然環境保全条例						
備	考							

※添付図面

位置図、

区域図(事業区域、しようとする森林面積、係る森林面積を把握できる図面) 土地利用計画図、防災計画図

茨農み第 823 号 平成30年 7月13日

大阪府北部農と緑の総合事務所長 様

茨木市長 福 岡 洋



林地開発許可申請にかかる意見について(回答)

平成30年6月25日付、北農緑第1547号にて照会のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

- 1. 土砂の流出又は崩壊その他の災害防止機能について 施工済み地の浸食防止のため効果的な緑化を実施すること。
- 2. 水害防止機能について 意見なし
- 水資源の涵養について 意見なし
- 4. 環境の保全について

泥水が河川に流出しないよう、沈砂池の維持管理に万全を期すこと。砕石関係車両の走行に伴って発生する騒音、粉じんにより、搬出入路周辺の生活環境に支障を及ぼさないよう、十分な対策を講じること。

5. その他

開発行為の区域面積が広がることから、土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更の届出が必要となる可能性があるため、環境政策課と協議すること。伐採木については適正に処理すること。安威川流域環境対策砕石連絡協議会で了承された、平成30年度事業計画に積極的に取り組むこと。安威川へ汚濁水が流出しないよう既存の沈殿池の維持管理に加え、効果的な対策を検討すること。

以上のことに留意の上、今回の林地開発協議については問題ありません。

森 林 審 第 1 号 平成30年7月30日

大阪府知事 松井 一郎 様



林地開発許可について(答申)

森林法に基づき、平成30年7月30日付け森第1418号で諮問のあった標記について、妥当とする旨答申します。

なお、下記付帯意見について、ご配慮ください。

記

- 1. 株式会社大阪砕石工業所の林地開発について
 - (1)造成中においても、土砂の流出防止や場外へできるだけ濁水を流出 させない等、適宜必要な措置を講じるとともに、水路の設置や沈砂 池、調整池の適正な管理に努めること。
 - (2) すでに縁化が完了している箇所について、切土法面や盛土法面における樹木の生育状況を評価し、その結果をふまえて適切な縁化に努めること。
 - (3) 緑化にあたっては成林後も林況が維持でき、周辺の林況との調和も 図られるよう可能な限り郷土樹種を用いること。